選挙の投票所がかわります

横芝小学校講堂は廃止して、東町児童館へ
栗山と東町は児童館、鳥喰は役場に変更

これから行はれる選挙から旧横芝地区の投票区域及び投票所の一部が変ります。従来選挙が行はれる際の旧横芝地区の投票所は、適当な場所がなかったため、第二投票所（横芝小学校）と第三投票所（役場）があまりにも接近していたきらいがありましたが、今度東町児童館の新設に伴い、これから行はれる選挙からこの地区における投票区域及び投票所の一部を変更することになりました。

旧上堺地区と旧大総地区は今までどおり変更はありません。

新しい投票区域及び投票所はつぎのとおりです。

なお御参考までに投票区別の登録有権者数を別表のとおりお知らせします。

投票区	投票所	投票区域
第1投票区	上堺小学校	屋形　新島　北清水
◎第2投票区	東町児童館	横芝（東町）栗山
◎第3投票区	横芝町役場	馬喰新田、鳥喰上、鳥喰古下、横芝（上町、本町）両国新田川
第4投票区	坂田霊通寺	小堤、寺方、曾根台、於幾、坂田、取立、長倉
第5投票区	大総公民館	木戸台、姥山、遠山、中台、牛熊、谷台

◎　印は一部変更になった投票区

横芝町永久選挙人名簿登録者数　(41.11.1現在)

投票区	男	女	計
第1投票区	788人	946人	1,734人
第2投票区	855	1,031	1,886
第3投票区	1,054	1,254	2,308
第4投票区	383	471	854
第5投票区	510	578	1 088
合計	3,590	4,280	7,870

第2及第3投票区の登録者数は投票区変更後の数です。

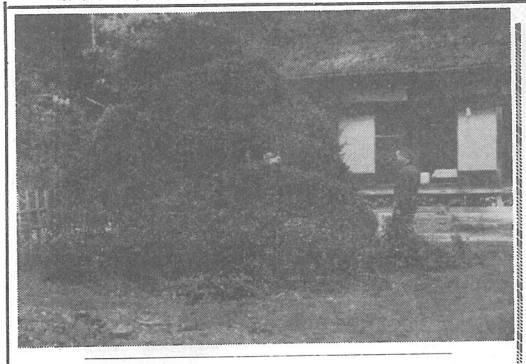

真写　三島の黄楊（傍に立っているのは当主）

故里の話題　樹木（七）

三島の黄楊

旧上堺村新島に通称「庄太夫」と呼ぶ旧家があり、その庭に樹令は詳らかでないが、高さ約四メートル、枝幹の伸びは前後左右それぞれ八メートルに及ぶ、黄楊（つげ）の老樹が生い繁っている。付近の人はこれを「短冊黄楊」或は「三島の黄楊」と呼んで、一つの自慢にしている。

天正十八年安房、上総、下総の諸城を陥入れた豊臣麾下の軍勢が、遂に佐倉城にも迫って来た。騎虎の勢と多勢の力には叶はず、落城を目前にした千葉氏の侍大将、山本能登守冬直は、此処に屍をさらすより、主家の再興を心に秘めて、単身城を抜け出て栗山川を下り、海岸近い三島の里に辿り着いた。冬直には二世を誓い合った許婚者があったが、出陣に際して城内近くの黄楊の木の傍らで、名残りを惜しんだのが最後で、勿論城と運命を共にした。

機を見て主家の再興を念じての毎日を暮す冬直であったが、千葉氏の血筋は目安をつけながら、世の大勢は志意の如くならず、遂に土着して耕地を拓いて農業を営み、傍ら近在の里人に手習を教えていたが、その人柄は衆望を集め、名主、庄屋等の村総代に推され、冬直の死後も代々苗字帯刀を許され、家は富み栄えたという。

冬直は此地に土着して近在の娘を妻としたが、城と共に散華した許婚者を忘れ難く、別離を借しんだ黄楊の木をせめても思出にと、庭先に植えて亡き人の霊を慰め、又自分の心をも慰めていたが、その黄楊は年々枝振りに景観を加え、一時は枝の伸長が左右六丈（約二十米）に及んでいた。徳川泰平の頃は外庭に周囲三十丈（約百米）に余る素掘りの池が造られ、松、桜、楓が手入れ良く刈り込まれた辺りに、黄楊の根元から朱塗ゴヨウが出て今日の樹勢を保っているという。当主の話では、この山本能登守についての古文書、また代々の過去帳等は近くの薬王寺という寺に預けてあったが、同寺災上の折に焼失してしまったが、三島にある山本姓を名乗る家はすべて同家の出であるという。

註、黄つげ＝つげ科の小緑樹、高さ三米に及ぶものあり、樹皮は灰白色又は淡褐色、葉は卵形、三月頃淡黄色の単性花を付ける。樹幹は緻密にして、櫛や将棋の駒を造るに用いられる。

山本家宮に遊ぶ観があった。

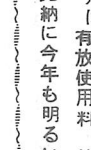

軍人恩給の請求権は

本年六月限り時効
七年未満の在職年数も加算

皆さんもすでに御承知のとおり、昭和二十一年二月一日軍人恩給が廃止されましたが、二十八年八月一日の恩給法の改正により、これが復活し、再び現在のように支給されているという訳であります。

しかしその当時は、七年未満の在職期間は通算されませんでしたが、その後法律が改正され該当者の請求により、七年未満の在職期間を通算して恩給年額を改定することになり、新しく恩給の受給資格を得た方も出来たのです。また公務員としての在職年を合計して恩給年限に達する場合も請求できることになっています。

ところがこの改定請求権は昭和四十二年六月三十日に時効が完成して、それ以後は請求できなくなります。

受給資格のあると思はれる方で、まだ請求の手続をしてない方はなるべく早く役場住民課の係に御相談下さい。

戦傷病者の妻に特別給付金支給

第五項症以上該当

旧軍人、軍属、準軍属等で昭和十二年七月七日以後公務上負傷し又は疾病にかかり、昭和三十八年四月一日現在恩給法による第五項症以上の増加恩給、又はこれと同等の障害年金等を受給している者の妻に対して、十万円の国債が支給されることになりました。

公職選挙新有権者の感想文募集について

自治省及び明るく正しい選挙推進全国協議会等の主催で、新たに成人となり政治に参加される青年男女に、政治と選挙についての自覚を高めていただくため、別記の要領によって感想文を募集していますので、奮って多数応募されるようお知らせします。

一、感想文の内容と標題
民主政治、とくに選挙に対する新有権者としての自覚を内容とするもの

一、枚数
二百字詰原稿用紙十枚以内又は四百字詰原稿用紙五枚以内

一、応募資格
昭和二十一年一月一日から同二十二年十二月三十一日までの間に生れの者

一、締切期日
昭和四十二年一月三十一日（当日消印のある郵送作品は受付けます）

一、提出先
東京都中央郵便局区内
自治省選挙管理委員会宛

その他詳しいことは町選挙管理委員会にお尋ね下さい。

ハンターの皆様にお願い

狩猟の事故を防ぎましょう

ハンターの皆様、十一月一日から待望の狩猟が解禁になり、手慣れた銃を抱え、訓練の届いた愛犬を伴って、野に、山に、沼に、丘にと、日頃の腕を振っておられることと思います。

さて、毎年起こる暴発、誤発等の事故であります。

今年も、無事故で心ゆくまで狩猟を楽しみ、来年の狩猟期を迎へられるよう、次の事柄に御注意をおねがいいたします。

①狩猟場以外では、必らず銃をケースに入れて持ち歩く。

②保護区、禁猟区、公道、社寺境内、公園、人家近辺等では狩猟を行なわない。

③日没から日出までの狩猟は行なわない。

④射撃時外は安全装置をしておき歩く時は銃口を下向にする。

⑤人家のある方向、汽車、自動車其他人畜の所在する方向に向って発砲はしない。

⑥狩猟が終ったら必らず弾丸を抜きとる。

⑦銃は、弾丸と別にして、人目に付かない、又子供達の手が届かない場所に保管しておく。

⑧銃の手入れをするときは、必らず弾丸の有無を注意し酒を飲んだり、疲労しているとき等は銃にさわらない。

⑨許可証を持っている本人以外は決して銃を持ち歩かない。

⑩出かける前に一度此の注意事項を読むこと。

町県民税の申告期限が変りました

今まで三月二十日までとされておりました、個人の町県民税の申告期限が、昭和四十二年度分の申告から三月十五日まで改正されました。

この期限におくれないように申告されますよう一層の御協力を、お願い致します。

また、所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、町県民税の申告をされなくてよいことになりました。

一月は国保税
有放使用料　第八期
第五期

二月は国保税
第九期

三月は国保税
有放使用料　第十期
第六期

の納期です
期限までに完納して下さい。

◎完納に今年も明るい町づくり

新年謹賀

昭和42年

横芝町議会議員

議長　伊東　巌
副議長　伊藤　右仲
議員　市原　茂雄
早川　公平
小川　潔
八角　喜久夫
伊藤　博
河井　昇
髙橋　正
長野　康己
斉藤　元一
藤城　顕義
大木　正
伊藤　謙
岩沢　英一
平山　清
鈴木　繁
芹川　昌栄